

要望事項回答

				要望内容	回答
[1]			①	憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。	今後も、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。
[1]			②	「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。	同上
[1]			③	地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付けの見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。	義務付け・枠付けの見直しにつきましては、住民に最も身近な基礎自治体であることを踏まえ、現行の基準を検証し、本市の実情にあった基準を定めてまいります。
[1]			④	徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	地方税滞納整理機構への移管につきましては、市との折衝に応じない、担税力等があるにも関わらず納税意識の薄い等、他の善良な納税者との不公平・不平等の是正を行うものです。
[2]			①	福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	子ども・障がい者・高齢者医療につきましては、県補助対象より拡充しており、今のところこれ以上の拡大予定はありません。
[2]			②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	平成19年10月より子ども医療対象者を中学校卒業まで拡大していますが、今のところこれ以上の拡大予定はありません。
[2]			③	障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方と3級で非課税の方は平成24年10月診療分より一般の病気も対象とします。
[2]			④	後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	後期高齢者医療の被保険者の方は、前年の所得に応じて、窓口での負担割合や、1か月の自己負担限度額が変わります。非課税世帯の方は、課税世帯の方に比べて低い自己負担額になっておりますので、後期高齢者福祉医療費対象者の拡大予定はありません。
[3]	1	(1)	①	介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	介護保険料・保険料負担段階は、現在8段階10階層で実施しています。今後につきましては、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。
[3]	1	(1)	②	低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。
[3]	1	(1)	③	低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	同上
[3]	1	(1)	④	要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。	第5期事業計画中は実施予定はありません。

要望事項回答

				要望内容	回答
[3]	1	(1)	⑤	特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	知多北部広域連合第5期介護保険事業計画期間内において、施設サービス7箇所(598人)、居住系サービス7箇所(180人)、居宅系サービス6箇所(121人)の施設整備を予定しております。
[3]	1	(1)	⑥	地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。	現在、市の東西で1箇所ずつ市社会福祉協議会が知多北部広域連合の委託により設置・運営をしています。
[3]	1	(1)	⑦	介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	第5期事業計画の施行に伴い、国により介護報酬が改定され、介護職員処遇改善交付金が廃止され、介護職員処遇改善加算が新設されました。また、各種加算の新設や見直しが行われました。研修につきましては、研修支援事業が行われております。また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。
[3]	1	(2)	① ア	ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。	配食サービス事業、緊急通報事業を始め、認知症等地域生活支援事業等を実施しておりますが、さらに見守りや生活支援ができるように努力してまいります。
[3]	1	(2)	① イ	高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。	70歳以上の方に、市巡回バスを無料で乗ることのできる「ふれあいパス70」を交付しています。身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は無料で乗車できます。
[3]	1	(2)	① ウ	宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。	高齢者が気軽に集うことのできる集いの場(ふれあいサロン)の初期活動に要する費用への補助をしています。
[3]	1	(2)	① エ	高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	本市の市営住宅につきましては、平成22年度までにエレベータ、スロープ及び階段手すりの設置を完了しております。住戸内部の段差解消や手すりの設置につきましては順次整備を行っております。
[3]	1	(2)	②	配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。	対象者の状態に応じて、安否確認及び栄養補給を兼ね、毎日夕食を配達しています。料金の変更はしていません。会食(ふれあい)方式は、地区民生委員協議会で年に数回実施しています。
[3]	1	(3)	①	介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	普通障害者に対しては、平成21年分確定申告から障害者控除の対象としています。特別障害者につきましては、すでに実施済みです。
[3]	1	(3)	②	すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	すべての要介護認定者に、該当した場合は、障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。
[3]	2		①	後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。	個別に申請書を送付しています。
[3]	2		②	後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。	資格証明書につきましては現在、発行していません。また、将来も滞納者に対してきめ細かい納付相談を行い保険証の取り上げや資格証明書及び短期保険証につきましては慎重に判断する予定です。

要望事項回答

			要望内容	回答
[3]	3	①	妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。	本市では、妊婦健康診査14回、産婦健康診査1回及び乳児健康診査2回の計17回をすでに公費で実施しております。
[3]	3	②	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。	就学援助制度の認定基準(所得判定)につきましては、支給費目の見直しとあわせて、市町村の状況を踏まえ、調査・研究してまいります。申請につきましては、市役所の学校教育課窓口でも受け付けております。また、申請時に民生委員の証明は必要ありません。
[3]	3	③	義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	学校給食法及び同施行令に基づき、保護者に負担をいただいています。現在のところ学校給食費についての無償化は考えていません。
[3]	3	④	放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。	公益財団法人愛知県学校給食会へ食材の放射線測定検査を依頼しています。学校給食で使用する食材は、地産地消を推進する観点から、できるだけ地元の食材を使用するようにしています。
[3]	3	⑤	女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。	昨年度、プライバシー保護の観点から、ダンボール製の間仕切りを各避難所に配備しております。また、高齢者など救護の必要な避難者に対しては、一般の避難者以上の負担を受けるので、必要があれば適切な場所(武道場など)や、施設へ転所できるように努めていきたいと考えております。なお、本市の備蓄品につきましては、「生命を維持するために必要なもの」を原則に備蓄しておりますので、常備薬や予備のメガネなど、必要不可欠なものは個人や家庭により異なると思いますので、各ご家庭で備蓄していただきたいと存じます。
[3]	4	①	国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	国民健康保険を安定的に持続するためには、広域化が不可欠ですので、ご理解をお願いします。
[3]	4	② ア	これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。	一般会計からの繰入は、国民健康保険の財政を適正に見込んだ上で、行っております。国民健康保険財政状況や制度変更により、保険料の改定は今後必要になることもあると考えております。なお、現在の雇用情勢を踏まえ、非自発的失業者への軽減制度を創設しておりますので、ご理解をお願いします。
[3]	4	② イ	18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	国民健康保険税の負担につきましては、応能応益という制度があります。そのため所得割、資産割、均等割、平等割の負担をしていただいておりますので、ご理解をお願いします。現在、国民健康保険税の減免制度につきましては、さらに拡充する考えはございません。
[3]	4	② ウ	前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。	現在、国民健康保険税の減免制度につきましては、さらに拡充する考えはございません。なお、低所得世帯に関して、軽減制度がございますので、ご理解をお願いします。
[3]	4	② エ	所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	現在、国民健康保険税の減免制度につきましては、さらに拡充する考えはございません。なお、低所得世帯に関して、軽減制度がございますので、ご理解をお願いします。

要望事項回答

				要望内容	回答
[3]	4	③	ア	資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	国民健康保険税は、被保険者間で国民健康保険税を負担していただき、公平性、公正性を保ち運営がなされています。資格証明書は、国民健康保険税の収納を図る一つの方法です。また、子ども、母子家庭等、心身障がい者及び精神障がい者の医療費助成の対象者や18歳年度末の子どもには、資格証明書を交付していません。なお、それ以外の被保険者にも資格証明書の発行実績はありません。
[3]	4	③	イ	滞納者に対し給付の制限をしないでください。	給付制限はしていません。
[3]	4	③	ウ	保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。	有効期限6か月以内の保険証を交付していますので、ご理解をお願いします。
[3]	4	③	エ	保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	国民健康保険税の納税に関しましては、本人との納税相談や申出による分割納税などの方法を取り入れております。したがって加入者の生活実態を無視した保険料の徴収や差し押さえは行っておりませんので、ご理解をお願いします。また、国民健康保険の加入は、世帯主の届出によりますし、いずれの健康保険に加入しているかの把握はできませんので、ご理解をお願いします。
[3]	4	④		一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。	生活保護基準額の1.2倍を超え、1.3倍以下の世帯に対しては、徴収猶予となっております。現在、一部負担金の減免制度につきましては、さらに拡充する考えはございません。また毎年、広報、ホームページ等で周知しておりますので、ご理解をお願いします。
[3]	5	①		障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。	障がい者を対象とした「心身障害者医療」「精神障害者通院医療」「精神障害者入院医療」の助成制度を設け、医療費の自己負担額を助成しています。 また、障がい児施設入所者(利用者)に対する負担軽減を行っています。障がい福祉サービスや補装具の利用者負担は、国が示す基準に沿っています。制度改正の動向を注視していきます。 食費は、加算又は補足給付による軽減制度が適用されています。水光熱費の負担軽減は考えていません。 地域活動支援センターの利用料は、無料としています。その他のサービスの負担軽減は、国のサービスに準じて行っています。
[3]	5	②		訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。	認定調査と審査会での審査を適正に行い、公正な区分認定に努めています。 移動支援の支給決定には上限は設けておらず、必要見込量に基づく予算確保に努めています。
[3]	5	③		移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。	移動支援の長期かつ継続的な利用は、行動援護と同様に原則として認めていません。市の要綱に従って、個別に必要性を判断して支給決定します。

要望事項回答

			要望内容	回答
[3]	5	④	障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。	知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。 保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。
[3]	5	⑤	避難所のバリアフリー化をすすめてください。	避難所に利用予定の小中学校の体育館等につきましては、学校の大規模改修に併せて検討してまいります。
[3]	5	⑥	集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。	現在、民間高齢者施設7施設、民間障がい者施設6施設の計13施設と災害時福祉避難所協定を締結しております。
[3]	5	⑦	地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。	災害時要援護者本人に承諾をもらったうえで、地域防災関係者である「自主防災会」及び「民生児童委員」が日ごろから要援護者の情報を共有しています。 また、市での情報把握は、担当課(福祉課)だけでなく、災害時に対応が必要な防災関係部署(生活安全課・消防署)とも共有し、情報喪失に備えております。
[3]	6	①	特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。	特定健診につきましては、40歳以上の大府市国保加入者に対し、すでに無料で健診を実施しております。がん検診につきましては、子宮検診を20歳～40歳までの5歳刻みの方に、乳房検診及び大腸検診を40歳～60歳までの5歳刻みの方に無料クーポンを配布し、公費で実施しております。歯周疾患検診につきましては、35歳～70歳までの5歳刻みの方に公費で実施しております。 また、特定健診及びがん検診については、すでに集団健診と個別検診の併用で実施しております。
[3]	6	②	40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。	集団の特定健診実施期間中に、40歳未満の方の健康診査も実施しております。
[3]	7	①	Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。	Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は、受益者負担として1回の接種につき1,000円の自己負担をいただいております。 今後、定期接種化される可能性があるため、国の動向を見守りながら事業を実施していきます。
[3]	7	②	高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	高齢者肺炎球菌ワクチンは、受益者負担として1回の接種につき1,000円の自己負担で接種していただくことができます。 他の任意予防接種につきましては、現在助成制度を設けていませんが、国の動向を見守ってまいります。
[3]	8	①	憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	申請を希望される全ての方に、申請をいただいております。生活保護適用につきましては、必要な調査を経て決定しておりますが、申請時に窮迫度が高いと認められる場合は、決定までの間の生活費として社会福祉協議会の貸付を案内しております。

要望事項回答

			要望内容	回答
[3]	8	②	就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。	平成24年度に正規職員が1名増員され、現業員の標準人員を満たしております。また、平成23年度から、就労支援員も一名配置しております。
[3]	8	③	弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。	警察官OBの窓口等への配置は考えていません。
[4]	1	①	消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会に向けて同様の取扱を行ってまいります。
[4]	1	②	消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。	同上
[4]	1	③	後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。	同上
[4]	1	④	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。	同上
[4]	1	⑤	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。	同上
[4]	1	⑥	東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。	同上
[4]	1	⑦	障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。	同上

要望事項回答

				要望内容	回答
[4]	1		⑧	Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。	同上
[4]	2	(1)	①	福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	同上
[4]	2	(1)	②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	同上
[4]	2	(1)	③	障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	同上
[4]	2	(1)	④	後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	同上
[4]	2	(2)	①	ア 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。	同上
[4]	2	(2)	①	イ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	同上
[4]	2	(2)	②	国民健康保険への県の補助金を増額してください。	同上
[4]	2	(2)	③	障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。	同上
[4]	2	(2)	④	コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。	同上
[4]	2	(2)	⑤	東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。	同上
[4]	2	(2)	⑥	県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。	同上
[4]	2	(2)	⑦	厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。	同上
4	3		①	愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	同上
4	3		②	低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	同上
4	3		③	保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	同上
4	3		④	後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。	同上